

事務連絡  
令和7年1月17日

障がい者就労支援事業所 各位

岐阜県セルフ支援センター所長

### 販売イベントへの出店事業所募集について

岐阜県セルフ支援センター事業の推進につきまして、日頃より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記の販売イベントを開催します。つきましては、出店事業所を募集しますので、希望される場合は期限までに FAX にてお申し込みくださいますよう、お願い申し上げます。

#### 記

イベント名	第96回岐阜県中央メーデー ファミリーフェスティバル
募集事業所数	3事業所（予定）
販売日時	令和7年4月26日（土） 10:00～14:00
販売場所	岐阜市金公園 ※屋外テント 小雨決行
申込期限	令和7年2月5日（水）必着
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>・販売に使用するテント・机・椅子は、主催者側が用意します。 （テント1張：360cm×270cm）（机1本：約180cm×45cm）</li><li>・<u>会場での調理が可能</u>です。電源が必要な場合は、イベント出店申込書の特記事項にご記入ください。</li><li>・飲食関係（いわゆる屋台・模造店）の場合、<u>各事業所にて保健所の営業許可申請</u>をお願いいたします。</li><li>・天災等により、やむを得ず販売イベントを中止する場合があります。</li></ul>

#### ◎コンプライアンス（法令遵守）について

- ・価格は、わかりやすいところに表示してください。
- ・全ての販売物には、製造物責任法（通称PL法）が適用されます。
- ・販売物品や食品は「食品衛生法」や「薬機法」等に反しないものであり、「食品表示法」、「家庭用品品質表示法」などの関連法を遵守してください。
- ・食品を取り扱う事業所は、販売前に賞味期限の誤記載がないか等の再確認をお願いします。

◎お申し込み方法について

『令和7年度イベント出店申込書』に必要事項を記入のうえ、申込期限までに下記の番号にFAXしてください。

FAX番号 058-275-4888

◎販売方法について

各事業所の販売員による対面販売、個別会計でお願いします。

◎利用料徴収について

当センター設置規則第5条にもとづき、販売斡旋利用料として売上金額の5%を後日請求させていただきます。

◎出店確定の連絡について

出店の可否の結果については、申込事業所すべてに連絡いたします。

岐阜県セルフ支援センター事務局（担当：山田）

TEL：058-201-1561／FAX：058-275-4888

メール：gifu-selpshien@winc.or.jp

# 令和7年度イベント出店申込書

イベント名	第96回岐阜県中央メーデー ファミリーフェスティバル				
販売日	令和7年4月26日(土) 10:00~14:00				
事業所名	【事業所名】 【住所】 ー				
連絡先	TEL ( ) FAX ( ) (記入者名: )				
販売員	合計_____名 (当日販売責任者名: ) 【内訳】①職員_____名 ②利用者_____名 ③その他_____名 (うち車いす利用者_____名)				
販売内容		商品名	単価(税込)	個数	備考
	1		@		
	2		@		
	3		@		
	4		@		
	5		@		
	6		@		
	7		@		
	8		@		
	9		@		
10		@			
特記事項	電源が必要な場合、消費電力(W)を記入				

締め切り：令和7年2月5日(水) 必着

岐阜県セルプ支援センター 山田行き  
FAX 058-275-4888